♦ 目



愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第1803号

平成18年10月13日金曜日 第1803号

	告	示	
落札者等の告示			875
愛媛県県税証紙売りさば	き人指定願の	記載事項の変更(2件)	875
新たに生じた土地の確認	(愛南町)		875
字の区域の変更(")		876
医師の指定			876
指定自立支援医療機関の	指定		876
市営土地改良事業の施行	の同意(2件	•)	877
基本測量の実施の通知			877
土地収用法に基づく事業	の認定		87
道路の区域変更 (県道六	軒家石手線)		878
道路の区域変更 (県道松	山北条線)		879
公聴会の開催(2件)			879

次 ♦

開発行為に関する工事の完了	880
都市計画事業の認可	880
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)	880
公告	
医用画像管理システムの購入	880
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告	881
任免辞令	
公営企業任免辞令(2件)	881

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1471号

次のとおり落札者を決定した。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
モニタリング車 1式	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成18年 9 月28日	富士電機システムズ株 式会社西日本支社四国 事務所 香川県高松市番町一丁 目6番8号	47 ,040 ,000円	一般競争入札	平成18年 8 月18日

○愛媛県告示第1472号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成18年9月27日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定	売りさは	き人	变	更	事	項
番号	氏	名	新			旧
30	愛媛県猟友: 西部支部 井 上 ⁵		1 売りさばき 所 西予市宇利 木1502 2 代表者氏名 井 上 利 3 売りさばき 西予市宇利 木1502	町岩 清明 博	3	売りさばき人住 所 西予市宇和町田 み中1004 代表者氏名 尾 上 文 男 売りさばき所 西予市宇和町田 み中1004

○愛媛県告示第1473号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成18年9月29日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定	売りさばき。	λ	変 更	
番号		、 名	新	旧
22	愛媛県猟友会 上浮穴支部 三 本 一	左 住	1 売りさばき人住 所 上浮穴郡久万高 原町中津5320 2 代表者氏名 三 本 一 雄 3 売りさばき所 上浮穴郡久万高 原町露峰2554 西田 満文方	1 売りさばき人住 所 上浮穴郡久万高 原町直瀬甲1330 - 1 2 代表者氏名 高 岡 巳年男 3 売りさばき所 上浮穴郡久万高 原町153 - 13 栗原 嘉代子方

○愛媛県告示第1474号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年10月13日

- (1) - (1)

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
要南町古月87の1、87の3から87の5まで、91の1、91の3、92、93、125、126、131、223、227から229まで、231の1、231の2、290の3、291の1、292の1、294、314の1、314の2、314の4、314の5、317の2、317の3、317の7、322の1、322の2、323の1、323の2及び342の2の地先	9 ,500 .17

○愛媛県告示第1475号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、

愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地						
子の名称	区	域	面 積 (平方メートル)				
古月	要南町古月87の1、87の3 91の1、91の3、92、93、 223、227から229まで、231 290の3、291の1、292の1 314の2、314の4、314の5 3、317の7、322の1、32 323の2及び342の2の地先	125、126、131、 の 1、231の 2、 、294、314の 1、 、317の 2、317の 2の 2、323の 1、	9 ,500 .17				

○愛媛県告示第1476号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸・ 小腸機能障害	外 科	国民健康保険久万高 原町立病院	松本康志	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成 18年10月 2 日
肢 体 不 自 由	整形外科	市立宇和島病院	米 湊 裕	宇和島市御殿町1番1号	II .
II.	脳神経外科	美須賀病院	田中宏明	今治市黄金町三丁目4番地8	II .
II.	整形外科	あんどう整形外科	安藤正明	四国中央市土居町小林1206番地	II .
聴覚・平衡・音声、言語又はそ しゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	前 谷 俊 樹	東温市志津川	"
ıı .	"	"	寺 岡 正 人	n	"
n.	"	n.	高木大樹	n	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害	小 児 科	旭川荘南愛媛病院	大森啓充	北宇和郡鬼北町大字永野市1607番地	"
じ ん 臓 機 能 障 害	泌尿器科	医療法人広仁会広瀬 病院	東浩司	八幡浜市1280番地 9	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう又は直腸・小腸 機能障害	小 児 科	愛媛県立南宇和病院	高田秀実	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地第 1	11

○愛媛県告示第1477号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123 号)第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の 種類	指定年月日
ひまわり薬局	宇和島市新町1丁目3-5	宇和島市 有限会社ひまわり薬局		平成18年 10月 1 日
虹の森薬局	北宇和郡松野町大字延野々1448 - 1	北宇和郡松野町 有限会社虹の森ファーマシー		"
コスモス薬局	宇和島市三間町宮野下704番地	北宇和郡松野町 有限会社虹の森ファーマシー		"
有限会社ウチマスファーマシー並松調 剤薬局	宇和島市並松1丁目1-40	宇和島市 有限会社ウチマスファーマシー並松調 剤薬局		"
チェリー薬局土橋店	新居浜市土橋 1 丁目 8 番20号	松山市 有限会社チェリー薬局		"

明石薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463 - 2	南宇和郡愛南町 有限会社アカシファーマシー	"
あんず薬局	宇和島市丸之内 2 - 1 - 7	宇和島市 株式会社メディック・ユー	"
アタゴ薬局	宇和島市堀端町1-5	宇和島市 株式会社メディック・ユー	"
京町薬局	宇和島市京町1-8	宇和島市 株式会社メディック・ユー	"
本町薬局	宇和島市本町追手2丁目2-18	宇和島市 南予調剤株式会社	"
ホリバタ薬局	宇和島市堀端町1-18	宇和島市 南予調剤株式会社	"
みゆき薬局	宇和島市堀端町2丁目1-13	宇和島市 南予調剤株式会社	"
ワレイ薬局	宇和島市和霊元町4丁目2-12	宇和島市 南予調剤株式会社	"
保険調剤薬局リトル	宇和島市中央町1丁目9-10愛媛新聞 社ビル1F	宇和島市 南予調剤株式会社	"
みかん薬局	宇和島市吉田町北小路甲200番地 1	宇和島市 南予調剤株式会社	"
とみす薬局	大洲市東大洲7-1	宇和島市 株式会社メディック・ユー	"
卯之町薬局	西予市宇和町卯之町 4 丁目389	宇和島市 南予調剤株式会社	"
さくら薬局	西予市宇和町卯之町 1 丁目410 - 1	宇和島市 南予調剤株式会社	"
ちかなが薬局	北宇和郡鬼北町近永1528 - 4	宇和島市 株式会社メディック・ユー	"
吉村調剤薬局・城辺店	南宇和郡愛南町城辺町甲2463 - 2	高知県宿毛市 吉村調剤薬局有限会社	"
有限会社大西薬局	四国中央市中之圧町1593	四国中央市 有限会社大西薬局	"
みなら薬局	東温市横河原387 - 41	東温市 株式会社えひめ薬局	"
岡井薬局	伊予市灘町301番地 2	伊予市 岡井薬局有限会社	"

○愛媛県告示第1478号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下三谷勢伏地区)の施行に平成18年9月26日同意した。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1479号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下三谷原地区)の施行に平成18年9月26日同意した。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1480号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量(ジオイド測量)

2 作業期間 平成18年10月23日から

平成19年3月16日まで

3 作業地域 宇和島市

新居浜市

四国中央市

北宇和郡鬼北町

○愛媛県告示第1481号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

四国中央市

2 事業の種類

中之庄宮ノ上新墓園移転建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県四国中央市中之庄町字宮ノ上地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県四国中央市中之庄町字宮ノ上地内 を起業地とする「中之庄宮ノ上新墓園移転建設事業」(以下「本 件事業」という。)である。

本件事業は、四国中央市が設置する墓地に関する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を 充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業は、四国中央市議会において四国中央市一般会計予 算の議決を受けて施行するものであることから、四国中央市は 本件事業を施行する能力を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を 充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

本件事業は、現在、国土交通大臣が施行している一般国道 11号川之江三島バイパス(以下「川之江三島バイパス」とい う。)の整備に伴い、支障となる中之庄宮ノ上墓地の一部を 移転し、現墓地の機能の維持を図ることを目的として、中之 庄宮ノ上新墓園を建設するものである。

川之江三島バイパスは、四国中央市内における国道11号の 慢性的な交通渋滞の緩和及び交通安全の確保を図るとともに、 同市内における交通ネットワークの基盤となる重要幹線道路 として整備されているものである。

本件事業の完成により、川之江三島バイパス整備事業の円滑な推進に寄与するとともに、公衆衛生に配慮し、かつ、周辺環境と調和した墓地が設置され、墓地の適切な管理運営が行われるものと認められる。

なお、本件事業の施行による周辺環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)

等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であり、完成後 の施設の運営によって、騒音、悪臭等のおそれもないことか ら、周辺環境へ与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により、得られる公共の利益 は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のための特別の措置を講 ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微で あると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、 社会的条件及び経済的条件による3案の候補地の比較検討を 行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

工 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益 を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の 利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで 述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して 最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を 充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

川之江三島バイパス整備事業の円滑な推進を図るため、当該事業で支障となる中之庄宮ノ上墓地の一部の移転先を早急 に確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いもの と認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業目的を達成する ために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、 すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられて いることから、合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を すべて充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 四国中央市役所

○愛媛県告示第1482号

平成18年10月13日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
松山市石手三丁目甲549番地先から				皿	メートル 11 8~15 8	キロメートル 0.034	
県 道 六軒家石= 	八軒水口于級	同市石手三丁目甲551番1まで		新	15 2~18 6	0 .034	

○愛媛県告示第1483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	らの種類	路	線	名	K	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延長	備	考
		松山市道後北代1277番 1 から	:北代1277番 1 から		メート 4.	·ル 5~		キロメート) 0 .123	,				
	県 道 松山北条線	同市道後北代 3番10まで		新	10 .	5 ~ 2	5 3	0 .123					

○愛媛県告示第1484号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画 公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次 のとおり公聴会を開催する。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成18年10月31日(火)午前11時から
- 2 場所 松山市北持田町 132番地 松山地方局7階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
- (1) 案件

松山広域都市計画区域の区域区分の変更案について

(2) 案件の概要

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次の各区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。

伊予郡松前町大字 筒井及び東古泉の各一部

- 4 公述の申出等
- (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町の住民及び利害関係者に限る。)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、開催を中止する。

(2) 申出の期限

平成18年10月26日(木)まで

(3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課

(電話 089 912 2738)

○愛媛県告示第1485号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画 公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次 のとおり公聴会を開催する。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成18年10月31日(火)午後2時から
- 2 場所 松山市北持田町 132 番地 松山地方局 7 階大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
- (1) 案件

松山広域都市計画区域の都市高速鉄道の決定案について

(2) 案件の概要

都市計画法第18号第1項の規定に基づき、次の各区域内に存する都市高速鉄道を決定する。

松山市 古三津四丁目、古三津五丁目、山西町、古三津町、 衣山四丁目、衣山五丁目、美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢 一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁 目、竹原三丁目、空港通一丁目、雄郡二丁目、小栗町、小栗七 丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、 保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目、市坪 南二丁目及び市坪南三丁目の各一部

伊予郡松前町大字 中川原、出作、神崎、鶴吉及び横田の各 一部

伊予市 宮下、上野及び上三谷の各一部

- 4 公述の申出等
- (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、開催を中止する。

(2) 申出の期限

平成18年10月26日(木)まで

(3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課

(電話 089 912 2739)

○愛媛県告示第1486号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇局愛(開)第1号平成18年10月3日	南宇和郡愛南町御荘平城785番 2 、791番 1 、791番 2 、792番、793番、794番 1、795番 1、795番 2 、796番、797番、798番、799番、800番、801番、802 番、803番 1 、803番 2 、804番、805番、806番、807番、808番、809番、810 番、811番、817番、818番 1 、1592番 1 、1592番 6 、1593番 1 、1594番及び 1595番	高知市南御座9-8 株式会社 エースワン 代表取締役 中山 土 志 延
18八局西土第640号 平成18年10月 4 日	西予市宇和町上松葉139番地 1 、140番地、141番地、142番地、143番地及び 144番地 1	宇和島市御殿町8番6号 鬼生田 覚蔵

○愛媛県告示第1487号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施行者の名称 松山市

2 都市計画事業の種類及び名称 松山広域都市計画公園事業

2・2・74 此花公園

3 事業施行期間

平成18年10月13日から 平成19年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

愛媛県松山市此花町 地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第1488号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業川内町公共下水道(東温市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成8年1月9日から 平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県東温市吉久

(2) 使用の部分

愛媛県東温市吉久

○愛媛県告示第1489号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業重信公共下水道(東温市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成11年12月14日から 平成24年3月31日まで

- 2 事業地
 - (1) 収用の部分 愛媛県東温市南野田
 - (2) 使用の部分 愛媛県東温市南野田

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

医用画像管理システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

医用画像管理システム1式(使用にあたり必要な付帯装置、 搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年3月5日

(5) 納入場所

子ども療育センター

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等

に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、 次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
 - 平成18年11月28日 (火)午前10時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成18年11月28日(火)午前10時30分 愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定 金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し 又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代え

ることができる。

- イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に 先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- Nature and quantity of the product to be purchased: Picture Archive and communication System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:30 a.m., 28 November 2006
- (3) For further information ,please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成18年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名	你 代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月 4	日 NPO法人 ぽっかぽか	渡部克彦	上浮穴郡久万高原町久万153番地	この法人は、精神障害のある人が自分らしくあたりまえに地域で生活することを支援するため、精神障害のある人の社会参加促進に関する実践活動、精神障害のある人に対する地域住民の理解促進活動等を行いながら、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

任免辞令

○公営企業任免辞令

8月15日

愛媛県技術吏員 鶴 井 千 恵

願により本職を免ずる

○公営企業任免辞令

8月31日

愛媛県技術吏員 秋 山 佐 織

願により本職を免ずる

平成18年10月13日 発行 881